

## 地区課題等への回答について

### 【南（由良）】

#### 空き家問題について

由良一丁目の魚亀商店の建物が倒壊の恐れがあります。権利が他に移っているから触れないとのことですが、防犯のために電気をつけており、漏電も心配です。祭りの際、だんじりが通るときに危険なので、来年2月のねり子祭りまでに、何とかして欲しいとの要望があります。

通学路でもあるので、市の方から所有者へ伝えていただき、何とかできないでしょうか。

#### ⇒回答（都市計画課）

当該空き家につきましては、これまで所有者に対し適正管理とともに補修又は解体についてのお知らせ文書を送付し、また、電話でも適正管理等を促しております。

所有者からは、解体の意思を確認しておりますが、その後進んでいない状況であります。

引き続き、所有者に対し、危険回避のための対応をとるよう粘り強く求めてまいります。

### 【天川】

#### プラスチックごみの回収について

現在、由良支所への持込及び専用ごみ袋での回収となっておりますが、高齢者が天川から由良支所へ持っていくのは困難です。専用のごみ袋を購入しなくてもいいように、エコステーションの活用を考えてほしいです。

#### ⇒回答（生活環境課）

ご提案、ありがとうございます。

洲本市で新しく分別収集しておりますプラスチックに関しましては、

1. 専用の資源袋に入れて、燃えるごみを出している場所に出していただくか、
2. 資源物回収拠点施設（当地では由良支所横の由良ストックヤード）へ直接、資源物を持ち込み頂くようになっております。

資源袋は可燃ごみ袋の半額となっております。

ご提案いただきましたエコステーションでの新たに回収する品目として取り扱う場合、プラスチックの回収量がかなり大きく、現在のエコステーションでの回収体制に負担をかける点、プラスチックを一時保管する場所そのも

のが確保できないエコステーションもある点、新たに回収容器を整備するコストがかかる点等により、実現は難しいものと考えます。

恐れ入りますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

小路谷ホテル街の夜の通行について

ホテル従業員の出勤・退勤する歩行者が多いため、由良方面に帰る車の運転で危険を感じた人が多くいます。

歩道の設置が最善だと思いますが、とりあえず、夜の通勤には、何か蛍光色のアイテムを身につけて歩くようお願いできませんか。

⇒回答（消防防災課）

歩行者は自動車・バイク等の車両よりも弱者であることから、車両の運転者に対して歩行者を保護する運転に心掛けるよう警察・交通安全協会・市の三者で交通安全の啓発活動に取り組んでいます。

しかしながら、歩行者自身も道路を通行する際には、自分以外の人や車が道路を利用しており、事故に巻き込まれる可能性は“常にある”ということを確認し、自身の存在を周囲に知らせる反射材を着用する等の注意喚起を行う必要があると考えます。

つきましては、警察とも協議の上、関係すると思われるホテルに対して、従業員への注意喚起を図ってもらうよう啓発を行います。

注意喚起の方法について警察と協議を行った上で、近日中に小路谷の県道沿いのホテルに対して、夜間通勤する従業員への注意喚起をお願いします。

## 【紺屋町】

空き家問題について

老朽化し、メンテナンスされない空き家が増加している。代執行など手立てはないのか。倒壊したらどうすればよいのか。

⇒回答（都市計画課）

空き家につきましては、本来は所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提であります。

このことから、本市では、所有者等の意識啓発のため、チラシやホームページを活用し適正管理を促すとともに、各種支援事業等についての情報を提供しております。

また、周辺住民から空き家についての相談があった場合には、所有者等を調査のうえ、お知らせ文書を送付させていただき、空き家の適正管理を促し

ておりますが、所有者等による的確な対応が無く周辺に危険が及ぶ場合には、必要に応じて、行政代執行も含めた空家法に基づく措置を講じるとともに、相続人等が不明な場合などは、不在者財産管理制度や相続財産清算制度、所有者不明建物管理制度、管理不全建物管理制度などの財産管理制度の活用を検討してまいります。

倒壊した場合につきましては、所有者等が自らの責任により、周囲に影響を及ぼさないよう対応することになります。

#### 新飛行経路について

現状より悪くなることしかなく、島内各所で騒音がうるさいと聞く。情報もなく、ネットニュース頼み。町内の人への情報発信として、独自に町内会報を作成しているが、私たち町内会の生活を守れるのか。

⇒回答（企画課）

令和5年6月に新飛行経路が公表されて以降、淡路島上空を飛行するルートが増えること、また、従来よりも飛行高度が低くなるとの報道から不安をお持ちのこととと思われます。

島内3市においては、丁寧に住民の意見を聞く必要性を感じ、各市において、庁舎や体育館等も使って説明したり、意見を聞く機会を作りましたが、本市において、特定の地区を対象として説明会を開催したのは、由良地区のみです（令和5年12月9日（土）実施しました。その際、豊田連合町内会長をはじめ、全ての単位町内会に呼びかけ、福島・高島両市議にも出席いただきました。参加者は15名程度でした。）。

今回の新飛行経路に関しては、淡路島3市が連携して取り組んでいるところですが、これまでに2度（①令和6年1月29日、②令和6年6月21日）、「要望書」を提出しております。

新たな飛行にあたっては、淡路島民の生活環境が害されないことが前提であり、3市で開催された住民説明会等を通して、地元が求めた意見を踏まえ、県、神戸市に対しては、国が示した環境に配慮したできるだけ高い高度での飛行や深夜時間帯での飛行制限、安全・安心な航空機の運航が徹底されるよう要望し、県、神戸市からは、国をはじめ、関係機関と調整し、確実に実施を行うよう継続して取り組みを進めるとの回答を得ております。

また、今後、住民の生活環境の著しい悪化等、想定外の事態が生じた場合は、淡路島3市等と十分協議のうえ、改めて必要な措置を講じるよう、国へ要請することも、県、神戸市に確約いただいております。

洲本市としても、新飛行経路が実施された場合、環境監視体制を強化し、住民の皆さまが安心して、日々生活できる環境の維持に努めてまいります。

野生動物への対応について

サルを目撃しても、交番や支所などの対応の取り方がわからない。対応マニュアルはないのか。

⇒回答（農政課）

サル目撃時の対応としては、市の窓口は農政課。市役所内各関係部署（消防防災課・学校教育課・子ども子育て課）及び警察署と情報を共有している。県からは、サルへは一切近づかず触らないよう指導を受けている。

※必要に応じ、学校があんしんネット、警察が防犯ネットで注意喚起している。

## 【内田】

内田海岸の越波対策について

交通安全対策が必要なのは言うまでもなく、建物等への塩害被害対応としても早期の実施を要望します。

⇒回答（用地課）

内田海岸につきましては、兵庫県におきまして海岸浸食の防止を目的に、消波堤及び<sup>れきようひん</sup>礫養浜を整備する計画であり、現在、消波堤の整備が終了し、<sup>れき</sup>礫<sup>ようひん</sup>養浜の整備を行っているところです。

今年度につきましても、延長280mの区間において工事を行う予定と聞いております。

災害時の代替道路に確保について

由良地区と洲本中心部を結ぶ道路は、実質的に一本しかありません。柏原林道（由良～柏原山頂への市道）は、道幅が狭く、車の対向ができません。

ん。県道洲本灘賀集線は、掛牛峠で崩落による通行止めが過去にあり、現在も少しの雨でも小規模な崩落があります。

今後、南海地震等が発生すれば、能登半島地震であったように、由良地区は孤立地域になってしまい、現県道を補完する道路の新設は急務です。

三ツ川～千草にぬける道路を新設する場合、地権者は土地を無償提供することを表明しており、このことは、令和6年1月に、地権者（大和観光株式会社）から洲本市企画情報部に伝えられています。

ぜひ、代替道路の新設を進めていただきたい。

⇒回答（建設課）

「県道 洲本灘賀集線」については、洲本市中心部と由良地区を結ぶ唯一の主要な幹線道路であり、重要な生活道路であることは、認識しているところですが、本市の道路整備計画におきましては、現在のところ、これを補完する三ツ川から千草を結ぶ新設道路の計画はありません。

本市としましては、まずは、防災対策上、重要となる「県道 洲本灘賀集線」について、兵庫県に対し、安心安全な通行が確保できるよう求めていきたいと考えております。

兵庫県では、「県道 洲本灘賀集線」の千畳敷から洲本市火葬場までの間における落石対策工事を令和7年度以降に実施予定であり、また、淡路島観光ホテルからサントピアマリーナまでの間における道路改良事業を令和11年度以降に着手予定であると聞いているところですが、引き続き、兵庫県に対しまして、災害時における通行の安全が確保できるように、さらなる防災対策の実施について、本市から働きかけを行ってまいりたいと考えております。

#### 【四丁目】

ごみ問題について

住民の中の一部に、分別ルールを守らない人がいます。注意喚起（パネル等）をしても効果がありません。

⇒回答（生活環境課）

市が推進しております分別収集に関し、ご協力いただきありがとうございます。

ルール違反のごみ出しについては他からもご相談をいただいております、対応に苦慮されていることと察します。

抜本的な解決策は市としても持ってはおりませんが、啓発チラシの提供は可能です。

一人でも多くの方に適切に分別していただけますよう啓発に今後とも取り組んでまいります。

避難道路に倒木があった場合、木の大きさや量によっては、町内会での処理が難しい。

⇒回答（建設課）

【市道に倒木があった場合についての回答、市道以外は対象外】

市道に倒木があった場合についてお答えします。

市道隣接地に植えられている木が市道に倒れてきた場合などについては、木の所有者で撤去していただくことを原則としております。

ただし、木の所有者が不明な場合や、自然災害発生時などで緊急的に撤去作業を行わなければ、通行に支障が生じている場合などにおきましては、本市で倒木処理を行うこととしております。

⇒回答（消防防災課）

避難道路が県道、市道、その他などで対応が変わってまいります。

まずは、由良支所にお問い合わせいただき、その道路を誰が所有又は管理しているのかを確認し、その所有者又は管理者にご相談いただくことが望ましいのではないかと考えます。

なお、「洲本市避難経路等整備費補助金」を活用して町内会又は自主防災組織が整備した避難経路等の場合には、町内会等が自己の費用によりその避難経路等を適正に維持・管理していただくこととなっております。

## 【中津川第二】

コミバスについて

1. 最終バスの時刻変更を。（現在の洲本発 16時55分を17時40分頃に。淡路交通の時は、これぐらいの時刻であった。）
2. 停留所の増設を。（現在、洲本バスセンターから由良保育所まで、停留所がないので、由良支所・郵便局へは、由良保育所から徒歩となる。）
3. 3市のコミバスの乗り継ぎで、島内を一周できるようなスケジュール調整を。（現在のバスは、小型なので、乗客人数は7、8名しか乗車できない。）
4. 市の中心市街地を周るバスの新設を。（右、左回りの2本）

⇒回答（企画課）

1. 現在の最終便よりも遅い時間帯での利用を希望されることは理解できますが、始発便から最終便までの運行時間が長くなることで、運転手の拘束時間も長くなります。

現在、洲本市が委託している運行会社においては、慢性的に運転手が不足している状況が続いていることもあり、運行時間の延長は容易ではありません（そのため、予算をさらに増やさなければ、対応できない可能性が高いと思われます）。
2. 淡路交通が運行する「由良線」と、コミュニティバス「上灘・沼島線」は、同一路線上を走行しております。

この場合、先行するバス路線（「由良線」）の利用者が減少しないように、後発のバス路線（「上灘・沼島線」）は重複区間を「クローズ（乗降できないように）」することが国（国土交通省）から求められております。

利用者の方々にはご不便をおかけしますが、このことをどうかご理解いただきますようお願いいたします。
3. 現在使用しているバス車両の最大乗車人数は9人までです。これは、「洲本バスセンター」と南あわじ市の「沼島汽船場前」を結ぶ区間の平均的な乗車人数を考えれば適切な規模と言えます。いわゆる「積み残し」は、ほとんど発生しておりません。

なお、コミバスを使って、島内を1周することは不可能ではありませんが、上灘・沼島線はもともと便数が少ない（往復4便/日）こともあって、洲本バスセンターで乗り継ぐ場合、どうしてもある程度は待ち時間が発生する可能性が高くなります。
4. 市が公共交通を導入するにあたって最も重視することは、採算面ではなく、当該地域、あるいはそこへ至る沿線が公共交通のない「空白地域」、または「不便地域」であるかどうかということであり、公共交通を導入する場合は、その解消をめざすためです。

多くの利用者が目的地とする医療施設や商業施設等は、中心市街地内においては多数あり、タクシー利用を希望すれば、比較的、短時間で目的地に達することができる環境にあります。

このような（恵まれた）環境下で、仮にコミュニティバスを導入した場合、タクシーの認可運賃よりも安価な運賃を設定すると、タクシー会社の経営に対し、深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。最終的に

は、タクシー会社そのものの経営が成り立たなくなる場合も想定され、かえて「空白地域」を増やすことにもなりかねないことから、新たな公共交通の導入については慎重に議論する必要があると考えております。

なお、現状において、いずれのバス会社も中心市街地を巡回するバスを運行していないのは、採算的に合わないことが分かっているからです。

#### ごみ問題について

1. 県道（立川～中津川間）の海側への不法投棄（生活ごみ・産業廃棄物）の対応策は。
2. 海岸に打ち上げられた流木等の処理は。

⇒回答（生活環境課）

不法投棄問題に関しては、地元町内会として心を痛めていることと思っております。

洲本市としては、不法投棄防止用に啓発看板を作成しております。お渡しできる枚数に制限はありますが、窓口でお渡ししております。

なお、実際の設置に関しては、事前に、設置希望場所の所有者の方の同意を得たうえでお願いします。

⇒回答（建設課）

中津川地区における海岸につきましては、兵庫県管理となりますので、流木等の処理が必要となった場合、兵庫県での対応となります。

#### 獣害問題について

イノシシ、シカ、サルの垣根、農作物、果実（みかん、ビワ、柿）の被害対策は。

⇒回答（農政課）

（シカ・イノシシへの対策）

シカ・イノシシについて、兵庫県では頭数が多く農作物被害の発生が続いていることから、有害鳥獣に指定されている。

鳥獣被害については個人および集落での対策が基本であるが、各集落等による駆除活動に対し、下記の支援を行っている。

- ①有害鳥獣の捕獲活動を行う新規免許取得者に、狩猟免許の取得費用を支

援。

②有害鳥獣の捕獲許可期間（3月16日～11月14日）は、有害鳥獣捕獲の有資格者に箱罾・くくり罾等による捕獲を認め、捕獲頭数に応じて報償金を予算の範囲内で支払い。（県と違い、支払いの頭数の制限はない）

※有害捕獲許可期間以外の狩猟期間（11月15日～3月15日）は**兵庫**県が有資格者による捕獲を認め、捕獲頭数に応じて報償金を支払い。（支払いは、シカ・イノシシそれぞれ3頭以上。2頭以下は足切り）

③シカ・イノシシ捕獲のための箱罾・くくり罾・止めさし器等の購入費用支援。

④「集落ぐるみ」対策活動として、狩猟者の養成・捕獲・防護等の経費を支援。

①～④のほか、のり網等にかかったシカ・イノシシについては、年間を通じて有資格者に依頼し、駆除している。

以上の施策により、シカ・イノシシの増加抑制に努めている。

（野生サルへの対策）

現状、有資格者が檻を1基設置し、市・県と連絡を取り合い対応している。

令和6年度より、淡路島モンキーセンターにおいて専門の監視員を配置し、学識経験者の意見を取り入れつつ、計画的な個体数管理や群れの分裂による生息域の拡大を防ぐための活動を委託している。

市では、地域の被害軽減に向け、各関係機関と連携し対策を進めている。

## 【畑田】

町内会の運営について

在住者の減少により、町内の維持管理に苦慮しています。町内会の運営も役員の高齢化に伴い、円滑に運営することが困難となってきました。

行政からの支援を受けることが出来ればと考えています。

⇒回答（市民協働課）

町内会をはじめとする地域コミュニティでは、それぞれの地域において長年培ってきた歴史や伝統、文化が息づいており、多種多様な面を有しておられます。

しかしながら、近年は、人口減少や少子高齢化の進行等もありまして、例

例えば、地元の祭りを行いたいと思っても、だんじりの引き手等が不足する状況が増えてきたと言われております。

また、祭りに関して続けますと、奉納の踊り方や太鼓のたたき方等につきましても、継承者がおらず、消滅の危機に瀕しているというようなものもあると伺っております。

これらは一例ですが、これまでは普通にあったり、普通に行われていたことが普通にできなくなりつつあることが、まさに今直面している問題であり、その改善策を検討することが課題であると認識しております。

そして、このような状況になりつつあること、さらには、今後このような状況が当たり前になってしまうかもしれないことを地域コミュニティにおいて強く認識され、それでは、今、自分たちが何をやるべきなのか、何をすべきなのか等を真剣に話し合っていただくことも大切であると考えております。

本市が行政サービスを展開するに当たり、町内会をはじめとする地域コミュニティは、様々な面で御支援、御協力をいただいております。

そういったことから、本市では町内会をはじめ、地域の団体が自主的な活動をさらに広げ、希望や活気にあふれた洲本市の将来につながる自主的な事業や活動を支援するために、未来投資推進事業を令和5年度から実施しています。

また、大学生や大学教員が地域に入り、地域の方々とともに、農漁業や再生可能エネルギーといった地域資源を活用して、地域の課題解決や活性化に取り組む域学連携事業も推進しているところでございます。

これらはあくまでも一例でございますが、あらゆる場面において、地域の方々に参画・連携・協働をしていただくことが、地域コミュニティの活性化を促す上で不可欠でございます。そのためにも、本市が行っている様々な支援策や取組に関する情報を分かりやすくお伝えするとともに、地域コミュニティにおかれましても、積極的に活用していただくことを期待しているところでございます。

#### 野生動物の対策について

在住者の減少、高齢化に伴い、シカ、イノシシ、サルなどの野生動物が生活圏に接近しています。駆除申請をお願いし、ある程度は捕獲していただいておりますが、出没の頻度は変わらないようです。

近年では、野猿が出没する頻度が高まっています。他の野生動物と同様に住民の安全・安心した生活が害されることとなります。

丹波篠山市のように、行政と住民が連携して、対策をしているようなケースもあるように聞いています。

こちらには、淡路島モンキーセンターがあり、大学の先生も研究に来ているようです。センター、大学、行政が連携して、対策を講じていただければありがたいです。

⇒回答（農政課）

（シカ・イノシシへの対策）

シカ・イノシシについて、兵庫県では頭数が多く農作物被害の発生が続いていることから、有害鳥獣に指定されている。

鳥獣被害については個人および集落での対策が基本であるが、各集落等による駆除活動に対し、下記の支援を行っている。

- ①有害鳥獣の捕獲活動を行う新規免許取得者に、狩猟免許の取得費用を支援。
- ②有害鳥獣の捕獲許可期間（3月16日～11月14日）は、有害鳥獣捕獲の有資格者に箱罠・くくり罠等による捕獲を認め、捕獲頭数に応じて報償金を予算の範囲内で支払い。（県と違い、支払いの頭数の制限はない）
- ※有害捕獲許可期間以外の狩猟期間（11月15日～3月15日）は**兵庫県**が有資格者による捕獲を認め、捕獲頭数に応じて報償金を支払い。（支払いは、シカ・イノシシそれぞれ3頭以上。2頭以下は足切り）
- ③シカ・イノシシ捕獲のための箱罠・くくり罠・止めさし器等の購入費用支援。
- ④「集落ぐるみ」対策活動として、狩猟者の養成・捕獲・防護等の経費を支援。

①～④のほか、のり網等にかかったシカ・イノシシについては、年間を通じて有資格者に依頼し、駆除している。

以上の施策により、シカ・イノシシの増加抑制に努めている。

（野生サルへの対策）

現状、有資格者が檻を1基設置し、市・県と連絡を取り合い対応している。

令和6年度より、淡路島モンキーセンターにおいて専門の監視員を配置し、学識経験者の意見を取り入れつつ、計画的な個体数管理や群れの分裂による生息域の拡大を防ぐための活動を委託している。

市では、地域の被害軽減に向け、各関係機関と連携し対策を進めている。

#### 空き家問題について

畑田組では、在住者が少なくなり、帰省して家を利用されていた方も、高齢化で訪れることもなくなり、放置されている家が多くなっています。

屋根瓦が落下し、外壁が倒れている家屋などもあり、空き家から廃屋となってきています。

また、周辺の山や畑も管理がされなくなり、町内の景観を損ね、高齢居住者が不安を抱いている状態です。

⇒回答（都市計画課）

空き家が適正に管理されず増加していきまると、安全面や衛生面、景観など地域の良好な生活環境の維持に悪影響を及ぼし、地域活力の低下などが心配されます。

本市では、空き家発生の予防促進に係る取組として、広報「すもと」や市のホームページを活用し、「住まいの終活」などの情報提供を行っております。

既に空き家となっている場合は、所有者等に適正管理を促すとともに、活用可能な空き家につきましては、本市への移住や定住を希望する方への売買又は賃貸のため、空き家バンクへの登録や、リフォームする場合は空き家活用支援事業の利用をお勧めしております。

また、活用困難な空き家で、倒壊のおそれがあり周辺に危険が及ぶおそれのある空き家につきましては、危険空き家除却支援事業の利用もご検討いただくようお願いしております。

空き家問題につきましては、所有者等の意識啓発が重要であると考え、今後も適正管理に加え、各種支援事業等の情報をチラシやホームページを通じて所有者等に提供してまいります。

#### 災害時の代替道路について

県道76号線は私たちにとって唯一の連絡道路（生活道路）です。この県道は、太平洋に面した海岸道路であるため、台風の接近時には高潮のため、たびたび通行止めとなります。

また、大雨の際には、がけ崩れや道路の陥没、倒木など、その都度、交通の妨げとなっています。

このため、大規模な災害が発生した際には、長期にわたり通行が困難とな

り、孤立状態となることが考えられます。

このようなことから、県道76号線の更なる整備とともに、災害時の道路（う回路）として、県道534畑田組～栄町線の開通を切に願います。

⇒回答（建設課）

兵庫県が実施するインフラ整備事業につきましては、「ひょうごインフラ整備プログラム」に掲載されている事業を実施することとされておりますが、「県道 畑田組栄町線」につきましては、このプログラムに掲載されておらず、現在のところ整備予定はないと聞いております。

「県道 洲本灘賀集線」につきましても、同様に畑田地区での道路改良工事は掲載されておらず、整備予定はありませんが、令和5年に崩壊した箇所の道路法面の災害対策工事については、今後実施予定であると聞いております。

「県道 洲本灘賀集線」については、洲本市街地と由良・上灘地区を結ぶ主要な幹線道路であり、重要な生活道路でもあることから、本市としても、兵庫県に対しまして、災害時における「県道 洲本灘賀集線」の通行の安全が確保できるように、防災対策について、働きかけを行ってまいりたいと考えております。